

■ 入園後の保育時間と休園日等について (①幼稚園部 ②保育部)

認定こども園では、「幼稚園部」と「保育部」どちらの子どもも、同じ時間と内容で充実した教育を受けていきます。保育部は、早朝や放課後、長期休みなど、ご家庭の保育の必要に応じて、幼稚園の教育時間以外のひとときを、できるだけゆったりと安心安全に過ごしていきます。

① 幼稚園部 (1号認定)

保育時間には次の2通りの時間帯があります。月予定で必ずご確認ください。(いずれも登園開始8:30)

① 平常保育 始業 午前9時30分 終業 午後2時 (通常の保育時間帯)

② 午前保育 始業 午前9時30分 終業 午前11時

入園・年少進級後の約2週間、及び始(終)業式・行事の前日など。お着替え、給食はなし。

■ 休園日について

幼稚園部は、土曜日・日曜日・祝祭日等は原則として休園日です。行事によっては変更になりますので月予定で確認して下さい。土曜日に行事があるときは、次週最初の平日が振替休園になります。創立記念日(3月5日)は休園で、年長のみ卒園遠足です。春・夏・冬の長期休暇は、年度ごとに年間スケジュールでご確認ください。預かり保育SPOT15の利用可能日は、前月ごとにご提出いただく利用カレンダーでご確認ください。

■ スクールバス利用希望の方へ

始業・終業時刻の間際は、お車での送迎をする方で園前の道路が大変込み合い、危険な場合があります。バス発着時の交通渋滞・交通事故防止の為、朝バス2便の園到着時刻と、帰りバス1便の園出発時刻は、始業・終業時刻を基準に、10分程度前後させるようにしています。(着9:40 発13:50)ご承知下さい。

② 保育部 (2号3号認定)

保育部には就労時間や保育の必要に応じて、「標準認定」と「短時間認定」があります。例えば就労が理由で保育認定をうけている場合は、開園時間の中で、原則として申請した「通勤時間と就労時間を合わせた時間」の保育を利用することができます。それぞれ認定された時間以外の時間帯は、「延長保育」として別途保育料がかかります。事前にお申し出ください。

① 標準保育認定 午前7時00分 ~ 午後18時 の間で保育が必要な時間

② 短時間保育認定 午前8時30分 ~ 午前16時30分 の間で保育が必要な時間

* 延長保育 (1) 標準時間 午後18:00~18:30 (土曜日を除く)
(別途利用料がかかります) (2) 短時間保育 午前7:00~8:30 午後16:30~18:30

*園には、利用時間や送迎者等の「保育利用届」をご提出いただきます。基本の利用時間が変わる場合は、園に「保育利用変更届」をご提出いただきます。

*幼稚園の休園日のご利用には、保育体制を整えるため別に利用確認をとらせていただきますので、ご協力ください。

*「夏季お盆期間」「年末年始」「年度末」には、休園日の他に希望保育(給食なし)・家庭保育の日があります。具体的な日程は、年間スケジュールで年度始めにお知らせします。

*お子様の安全のため、申請されたお時間で毎日出欠確認をします。利用時間の変更は必ず事前にお知らせください。

■ 休園日(年末年始) 12月29日~1月3日 ■ 希望保育日(給食なし)8月13日~16日・12月28日・1月4日

どうしても都合がつかずご希望がある場合のみのご利用になります。■「家庭保育の日」について：年度末3月29-30日や他に園長が定める日等、年に数日できるだけご家庭での保育をお願いする日がございます。

■ 自由登園日について

気象警報等の発令により、登降園の安全確保に支障をきたす場合には、休園とする一歩前の措置として自由登園にすることがあります。・自由登園日は出欠の連絡がいきりません。また出席日数に算入しません。・時間帯は原則として午前9時30分から午前11時まで。登降園の服装は体操服です。・体調や気持ち、また家庭の都合などを考慮して、弾力的に出欠をお考え下さい。・原則として登降園は自宅送迎となります。(スクールバス通園はなし)

【重要】幼稚園部・保育部ともに、最初の認定申請の内容(出産による世帯変更や、転居による住所変更、保育を必要とする理由など)が変わる場合には、変更前月中旬までに「認定変更申請書」をご提出いただきます。また就労先が変わる場合は、新たに就労証明書が必要になります。園でとりまとめて市に提出しますので、お早めにお申し出ください。